

令和6年度 仙台市保育所等におけるICT化推進事業等補助金 募集要項

1 目的

保育所等における様々な事務作業について、ICTを活用し効率化することで、職員の負担軽減と労働環境の改善を図り、保育士等の離職防止と保育の質の向上に繋げるとともに、午睡中の事故防止等のためのシステム・機器等を導入することにより、安全な保育環境の構築を図ることを目的とします。

2 支援内容

(1) ICT化推進事業

● 対象事業

保育士等の業務負担を軽減するため、以下の①から④までに掲げる機能を有するシステム※を導入する事業とします。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

なお、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができます。

※上記①から④の機能のうちすべての機能を導入する事業のほか、既に上記①から④の一部機能を自費で導入している施設が未導入の機能を追加する場合も補助の対象となります。

※①から③については、過去にICT化推進事業について本補助金を受けている施設が再度申請することはできませんが、④については、当該機能を導入するために要する費用に限り申請することができます。

● 補助対象経費

上記に掲げる機能を有するシステムを導入するために要した初期費用

- ・ 機器及びソフトウェア等の購入費
- ・ リース料（ただし、システムを導入した年度内の分に限る。）
- ・ インターネット環境の整備費
- ・ 工事費

※消費税及び地方消費税を含みます。

※システムの月額利用料、購入費等の振込手数料、分割払い手数料及び金利は対象経費に含まれません。

● 補助基準額及び補助額（上限）

(ア) 端末購入を行わない場合

(単位：千円)

対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率	補助金額
1 機能を導入する場合	200	3/4	150
2 機能を導入する場合	400	3/4	300
3 機能を導入する場合	600	3/4	450
4 機能を導入する場合	800	3/4	600

(イ) 端末購入を行う場合

(単位：千円)

対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率	補助金額
1 機能を導入する場合	700	3/4	525
2 機能を導入する場合	900	3/4	675
3 機能を導入する場合	1,100	3/4	825
4 機能を導入する場合	1,300	3/4	975

● その他留意事項

- ・ ②園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取組について明記してください。
- ・ システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合で、保育士等の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する旨を申し出た保育所等を優先的に採択します。
- ・ システムを導入した保育所等は、別紙導入効果等報告書にその効果等について記載のうえ、提出していただきます。また、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めてください。報告いただいた効果等は、こども家庭庁にてとりまとめのうえ、公表される予定ですので、ご注意ください。
- ・ 導入事例等について、以下の資料およびホームページを参照のうえ、導入にあたって参考としてください。
 - ・ 「ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究」株式会社野村総合研究所（令和3年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861861.pdf>
 - ・ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）
<https://kigyousyudougata-hoiku.net/wp-content/uploads/2021/10/000763301.pdf>
 - ・ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」（令和4年3月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/05ff6131/20231016_policies_hoiku_84.pdf

(2) 安全対策事業（睡眠中の事故防止対策のための事業）

● 対象事業

安全対策として、乳幼児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業とします。対象児童については0～2歳の児童としますが、発育状況等により機器使用の必要性があると認められる場合は、3歳以上の児童も対象とします。

● 補助対象経費

睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能をもつ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）の導入（購入費、リース料等）に関する費用の一部を補助します。

● 補助基準額及び補助額（上限）

補助基準額：1施設あたり500千円×補助割合：3／4
⇒補助上限額375千円（国250千円、市125千円）

(3) 安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りのための事業）

● 対象事業

安全対策として、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器の購入等を行う事業とします。

● 補助対象経費

GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器の導入（購入費、リース料等）に関する費用の一部を補助します。

● 補助基準額及び補助額（上限）

補助基準額：1施設あたり200千円×補助割合：3／4
⇒補助上限額150千円（国100千円、市50千円）

4 申請要件

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにシステム又は機器類の導入完了が可能な保育所等。
- (2) 申請者が市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと。

5 申請期間・方法等

(1) 申請期間

令和6年10月31日（木）～令和6年11月21日（木） ※必着

★本市の予算の範囲内での交付となります。そのため、申請多数の場合、申請書類等から公平性や補助効果を総合的に勘案し、市で対象施設を決定いたします。

(2) 応募方法

次の必要書類を郵送又は持参で提出してください。

(3) 必要書類

<共通>

- ・ ICT化推進等事業等補助金交付申請書
- ・ ICT化推進等事業補助金実施計画書
- ・ 担当者届

<ICT化推進事業>

- ・ システム導入から運用開始までの工程について確認できる資料
- ・ システム導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）
- ・ システムに搭載する機能が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 交付申請額計算書

<安全対策事業（睡眠中の事故防止対策・ICTを活用した子どもの見守り）>

- ・ 機器の導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）
- ・ 機器の機能について詳細に確認できる資料（パンフレット等）

(4) 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区上杉一丁目5-12-7F 仙台市こども若者局幼保企画課 宮内・手塚

(5) その他

- ・ 提出された書類は、返却しません。また、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「仙台市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ・ 本補助金の実施期間は令和6年度の予定までとなっておりますので、対象機器の導入をご検討中の皆様におかれましては、遺漏なく交付申請をしていただきますよう、お願いいたします。

6 支援終了後の提出書類について

機器類の導入が終了した後は、速やかに実績報告書を提出してください。

報告書提出の詳細については、別途ご案内します。

【事業の流れ（予定）】

時期	市の手続き関係	必要書類
令和6年10月31日～ 11月21日	申請書類の提出（申請者⇒市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">申請書類の内容確認</div>	交付申請書 実施計画書 その他必要 書類
令和6年12月中	★補助金交付・不交付決定、通知（市⇒申請者）	
令和7年2月28日まで	実績報告書提出（申請者⇒市） ※2月21日までに支払いが完了した分 ※これ以前に支払いが完了しているものについては、支払いが完了した日の属する翌月末日までに随時提出。	実績報告書
令和7年3月31日まで	実績報告書提出（申請者⇒市） ※2月22日以降支払いが完了した分	〃
実績報告後随時～ 令和7年5月まで	補助金交付（市⇒申請者）	請求書

【問い合わせ先】

仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課

宮内・手塚

住所：〒980-8671

仙台市青葉区上杉一丁目5-12 上杉分庁舎7階

電話：022-214-8753

メールアドレス：kod006162@city.sendai.jp